

# 回覧

8 泉再生協議会号外

令和 8 年 6 月 1 日

農業従事者 各位

泉崎村地域農業再生協議会

会長 箭内 憲勝

( 公 印 省 略 )

令和 8 年度経営所得安定対策等推進事業の申請会について (通知)

日頃より当協議会にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、下記の日程により申請会を実施いたします。つきましては、必要書類等をご持参のうえ、窓口までお越しく下さい。

## 記

### 1 日 時

令和 8 年 6 月 9 日 (火) 9 : 00 ~ 11 : 30 13 : 00 ~ 16 : 00

令和 8 年 6 月 10 日 (水) 9 : 00 ~ 11 : 30 13 : 00 ~ 16 : 00

令和 8 年 6 月 11 日 (木) 9 : 00 ~ 11 : 30 13 : 00 ~ 16 : 00

### 2 会 場

泉崎村役場 産業経済課

### 3 必 要 書 類

#### ① 通帳の写し

(初めて申請される方、振込口座を変更する方、代表者の変更が生じた場合)

#### ② 認定農業者

農業経営改善計画認定書の写し

#### ③ 認定新規就農者

青年等就農計画認定書の写し

#### ④ 集落営農

規約の写し、構成員名簿の写し、通帳の写し、総会資料の写し (会計報告等を含む)

#### ⑤ 飼料用米を申請される場合は、新規需要米の販売等に関する契約書が必要です。

#### ⑥ ナラシ対策を申請される方は、出荷契約書又は販売契約書が必要です。

※ 夢みなみ農業協同組合、(株)フクシヨクに出荷されている方は、2社より米穀の契約数量証明書を提出いただく予定ですので、提出は不要です。

【申請の内容】

- 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- 畑作物の直接交付金（ゲタ対策）
- 水田活用直接支払交付金（産地交付金）
- 畑地化促進事業

対象者：認定農業者・新規就農者  
集落営農

- ◇ 作物を5年間作付けのうえ販売することが義務付けられています。
- ◇ 令和5年度から令和7年度までの期間内に、畑地化促進事業を申請された方は、必ず申請をしていただきますようお願いいたします。  
申請されない場合は、返還義務が生じます。